

さいたま市省エネ家電買換え促進キャンペーン 登録店舗向け規約

本規約は、さいたま市（以下「市」という。）が「さいたま市省エネ家電買換え促進キャンペーン」（以下「本キャンペーン」という。）を実施するに際し、第1条第6号に定める登録店舗が遵守すべき事項を定めるものです。本キャンペーンの登録を希望する店舗におかれましては、本規約を必ずお読みいただいた上で登録申請を行うものとし、本キャンペーンへの登録申請を行った場合は本規約に同意したものとみなします。

第1条 用語の定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 受託事業者 本キャンペーンを運営する業務について、市の委託を受けた事業者をいいます。
- (2) 受託事業者等 受託事業者及び同社の再委託先をいいます。
- (3) 事務局 本キャンペーンの運営を目的として受託事業者等が設置する事務局をいいます。
- (4) キャッシュレスポイント等 本キャンペーンにおいて申請者が付与を受けられることができるキャッシュレスポイント又は商品券をいいます。
- (5) 商品券 本キャンペーンにおいて申請者が還元を受けられることができる商品券及び汎用型プリペイドカードをいいます。
- (6) 登録店舗 さいたま市内に所在する実店舗であって、本キャンペーンにおける登録店舗となることを申請し、事務局が承認した家電小売店舗等をいいます（インターネット店舗等は対象外とします。）。)
- (7) 申請チケット 本キャンペーンにおいて還元申請を行う際に必要となるチケットをいいます。
- (8) 申請者 還元申請時においてさいたま市内に住民登録をされている個人のことをいいます。
- (9) 対象製品 本キャンペーンにおいて還元申請の対象となる省エネ型製品のことをいい、具体的には第3条に定めるとおりとします。

第2条 本キャンペーンの概要

本キャンペーンは、還元申請時において申請者が、次項第1号に定める期間中に、登録店舗において対象製品を購入するとともに、当該対象製品を市内の自宅に設置し、同項第2号に掲げる期間中に還元申請を行った場合に、キャッシュレスポイント等を受け取ることができるものです。

2 本キャンペーンの実施期間は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 購入対象期間（登録店舗で対象製品を購入した場合に、申請チケットを受け取ることのできる期間）
令和6年3月22日(金)から令和6年9月30日(月)まで

(2) 還元申請期間

令和6年3月22日(金)から令和6年9月30日(月)まで

- 3 前項に掲げる期間は、還元累計額が市の予算上限に達した場合等において変更される場合があります。

第3条 本キャンペーンの対象製品、還元額及び申請上限

本キャンペーンにおける対象製品は、エアコン、冷蔵庫、LED照明器具、テレビのうち、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) に掲載があるもので、以下に定める表の基準を満たすものです。

製品	省エネ性能（多段階評価点）
エアコン	★3以上
冷蔵庫	★3以上
テレビ	★3以上
LED照明器具	★4以上

【備考】

- ※ 「省エネ型製品情報サイト」に掲載がないものは対象となりませんが、「省エネ型製品情報サイト」掲載機種の色違いも対象製品に含みます。対象製品の詳細は、本キャンペーンに関するインターネット上の特設サイト（以下、「特設サイト」といいます。）の「対象製品一覧」で確認するものとします。
- ※ LED照明器具とは、シーリングライトやペンダントライト等が対象です。LED電球は対象外です。
- ※ 新品商品への買換えに限ります。
- 2 本キャンペーンにおける還元額は、対象製品の本体購入価格（税抜）の1/2、上限額は1品目当たり7万円とします。なお、還元額算出に当たり、1,000円未満は切捨てとします。
- ※ 本体購入価格（税抜）は、取付費、撤去費、配送費等は除くものとします。
- ※ 購入時にクレジットカードやポイントカード等に付与されるポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を本体購入価格から減算し、その残額を本体購入価格として取り扱います。なお、現金換算することができない場合は、本キャンペーン対象外となります。
- ※ 申請する対象製品について、国又は地方公共団体から補助を受けたことがある、又は受けようとする場合には、本キャンペーンの対象外です。
- 3 本キャンペーンにおける申請台数の上限は、エアコン、冷蔵庫及びテレビは申請者1名につき各1台、LED照明器具については申請者1名につき2台までとします。なお、申請時期が異なることは妨げません。

第4条 登録店舗の考え方及び運営に関する基本的な考え方

- (1) 第1条第6号に定めるさいたま市内に所在する実店舗であること。（インターネット店舗等は対象外。）

- (2) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内すること。
- (3) 登録店舗としての登録完了後に送付する本キャンペーン用のステッカー等の店舗ツールを来店者から見やすい場所に掲示する等、本キャンペーンの周知に協力すること。
- (4) 対象製品のメーカーが推奨する設置方法など、設置に関する注意点を適切に案内すること。
- (5) 本規約の他、別途定める登録店舗マニュアルに基づき、対象製品の購入者に対し、申請チケットを配布すること。
- (6) 本キャンペーンへの交付申請は、原則、対象製品の購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポート等を求めた場合は、登録店舗において適切な協力を行うこと。
- (7) 申請チケットを配付した対象製品の返品があった場合は、直ちに事務局へ報告し、対象製品の購入者へは申請チケットの返却を求めること。
- (8) 本キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告すること。
- (9) 家電リサイクル法等、本キャンペーンの実施に関連する法令等を遵守すること。

第5条 登録店舗の運営体制

- (1) 事務局との連絡担当者を配置し、遅滞なく連絡が取れる体制を維持すること。
- (2) 電話又は電子メールにより、申請者からの購入商品に関する問い合わせに対応できる環境を用意し、必要な人員を配置する等の体制を整備すること。

第6条 連絡・通知の方法

- (1) 事務局から登録店舗への連絡・通知は別途合意がある場合を除き、あらかじめ事務局に届け出た電話又はメールアドレス宛の電子メール、その他事務局が適当と判断する方法により行うものとします。電子メールによる通知の場合、発信後直ちに登録店舗に到達したものとみなします。なお、本号の通知が不着であったことにより生じた損害について、市又は事務局に故意もしくは重過失がある場合を除き、市及び受託事業者等は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 登録店舗から事務局への連絡・通知は別途合意がある場合を除き、事務局があらかじめ登録店舗に通知した電話又はメールアドレス宛の電子メールにより行うものとします。
- (3) 通信障害等やむを得ない事態が発生した場合は、事務局が適当と認める他の方法により必要となる連絡・通知を行うものとします。
- (4) 本規約及び登録店舗マニュアル等の変更内容について、事務局から登録店舗に変更内容を通知した後に登録店舗が購入者への販売を実施した場合、登録店舗は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

第7条 登録を希望する店舗からの申請受付及び審査の実施

- (1) 本キャンペーンに登録店舗としての登録を希望する店舗は、原則として事務局が指定するサイトを通じてオンラインにて登録申請を実施します。
- (2) 事務局は、本キャンペーンに登録店舗として登録を希望する店舗からの登録申請を受け付

けた場合、登録店舗としての資格を有しているか等について速やかに審査を実施します。審査の結果、登録店舗としての基準を満たしていると判断した場合、事務局は、第6条の方法に基づき、登録を希望する店舗に対して審査結果の通知を行うものとします。なお、審査の結果、登録とならなかった場合であっても、事務局はその結果を通知しますが、その理由に関しては、当該店舗に開示はしないものとします。

第8条 禁止事項

登録店舗は以下に掲げる行為は行ってはならないものとします。

- (1) 市に対する権利及び義務ならびに本規約に基づき締結される市との間の契約上の地位について、第三者に対して譲渡し、移転し、又は担保に供すること。
- (2) 市、事務局又は本事業の商標や呼称を用いて、これらを登録店舗自らが保有する、もしくは自らを示すものであるかのような、又は、登録店舗自らの有利性・優越性等を示すような表現をすること。
- (3) 市、事務局、申請者又は第三者の財産、及びプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為をすること。
- (4) 市、事務局及び第三者の著作権その他の権利もしくは法律上保護される利益を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為をすること。
- (5) 市、事務局又は第三者を誹謗中傷し、もしくは名誉もしくは信用を傷つける行為をすること。
- (6) その他事務局が定めた禁止行為又は事務局が禁止を求めた行為をすること。

第9条 反社会的勢力との関係遮断

登録店舗及び登録店舗に係る法人は、市及び事務局に対して、自己又は自己の役員もしくは経営を実質的に支配している者が、現在及び将来にわたって次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、確約したものとみなします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下反社会的勢力という）であること。
- (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (3) 反社会的勢力を利用して、業務を妨害し、又はそのおそれのある行為もしくはその他の不正行為をすること。
- (4) 反社会的勢力を利用して、名誉や信用等を毀損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (5) 反社会的勢力を利用して、詐術、暴力行為もしくは脅迫的言辞を用いること。
- (6) 自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること。

第10条 登録の取消・訂正

事務局は、次の場合に登録店舗の登録を取り消すことができることとします。

- (1) 登録店舗が本規約に違反する行為その他の不正行為を行った場合又はその疑いがあると判断した場合
- (2) その他、本キャンペーンの趣旨及び目的に照らし登録を取り消す必要があると合理的に認められる場合

第11条 免責事項

登録店舗が本キャンペーンへ参加するに当たり、以下の各号に定める事由のいずれかに起因して登録店舗に損害が生じたとしても、当該損害が市又は受託事業者等の故意又は重大な過失によるものでない限り、市及び受託事業者等は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 登録店舗が利用規約に定める事項を遵守しないこと
- (2) 登録店舗が事務局へ登録した情報、連絡先情報の不備
- (3) 天災地変（火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災を含みますが、これに限られません）その他の不可抗力（運輸障害、戦争・暴動・労働争議、市又は受託事業者等の責に帰さざる事由による通信回線の障害、サーバダウンその他システムダウン等を含みますが、これらに限られません）
- (4) 通信回線の混雑（プロバイダー等に起因する混雑を含みますが、これに限られません）
- (5) システム環境の変化による事務局が運営するサイトの障害
- (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない事象によって、事務局が運営するサイトへの第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受をされた場合の本サービスの停止又は遅延等
- (7) 登録店舗の通信・プロバイダー等に係る利用環境等による通信障害
- (8) 定期又は不定期のメンテナンス（プログラム更新など）に伴う事務局が運営するサイトの一時停止等
- (9) 本キャンペーンの運営に伴う登録店舗と顧客間、又は登録店舗と第三者間の一切の紛争
- (10) その他市又は受託事業者等の責に帰すべからざる事由

第12条 秘密保持義務

登録店舗は、本キャンペーンに関連して事務局から登録店舗に対し公開される技術上又は営業上の情報のうち、市又は事務局から秘密である旨の指示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩・開示又は公表してはならないものとします。ただし、市又は事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。

第13条 個人情報保護義務

- (1) 事務局は、本キャンペーンを通じて取得した登録店舗に係る個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」に基づく情報の取扱いに準拠した手続きにより、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。
- (2) 事務局は、本キャンペーンの運営に係る業務の一部を受託事業者等以外の事業者等に再委託

することがあります。この場合において事務局は、前項の個人情報を当該再委託先に提供することがあります。当該再委託事業者は、提供を受けた個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」に基づく情報の取扱いに準拠した手続きにより、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。

- (3) 登録店舗は、対象製品の販売に際して知り得た申請者の個人情報を自らの責任を持って取り扱うものとし、本キャンペーンに係る個人情報の取扱いに関して申請者からの疑義・クレーム等が発生した場合、登録店舗は、自らの単独の責任と負担をもって解決し、市及び事務局には一切の損害等を与えないものとします。

第14条 調査

市又は事務局は、登録店舗が本規約に違反することが疑われる場合にあっては、電話による問い合わせ又は追加書類の提出、店舗への立ち入りを含めた調査を行う場合があります。その場合において、登録店舗は、市又は事務局の調査の実施に協力しなければなりません。

第15条 誓約事項

本キャンペーンに登録店舗として登録を希望する店舗は、その登録申請に当たり、以下に掲げる事項について誓約するものとします。

- (1) 登録申請に当たり、虚偽の内容を入力又は記載しないこと
- (2) 購入者が交付申請を行うに当たり必要となる証拠書類について、令和6年10月31日まで保管すること。また、不正に作製、複製、改ざんを行わないこと。
- (3) 本キャンペーンの運営に際して、市又は事務局の指示があった場合、当該指示に従うこと。
- (4) その他、本規約に記載される事項を遵守すること。

第16条 利用規約の修正

市及び受託事業者等は、本キャンペーンの対象期間中、必要に応じて、本キャンペーンの内容及び本規約の内容を変更できるものとします。なお、本規約の内容を変更した場合、受託事業者等は、変更後の利用規約を特設サイトに掲載するものとします。

- 2 前項の変更により生じた損害について、市及び受託事業者等は一切の責任を負いません。

第17条 告知内容の改定

特設サイトに掲載される最新の内容は、当該内容掲載時点より前に発出された全ての告知内容に優先するものとします。最新の本規約の内容及び告知内容等と相違する従来の告知及び印刷物等に記載された内容は、特設サイトに掲載される最新の内容に改定されたものとみなします。

第18条 事業の内容変更・終了

- (1) 登録店舗は、本キャンペーンが、第2条の規定によらず終了又は中止すること及び内容を

変更する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、これらの場合、市又は事務局は、本キャンペーンが終了、中止又は内容変更される旨を市公式ホームページ及び特設サイトへの掲載その他の市及び事務局が適当と判断する方法により告知するものとします。

- (2) 前号の終了、中止又は内容変更により対象店舗に損害が生じた場合であっても、市及び受託事業者等は一切の責任を負いません。

第 19 条 分離可能性

- (1) 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。市、事務局及び登録店舗は、当該無効もしくは執行不能とされた条項又はその一部の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
- (2) 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある登録店舗との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の登録店舗との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 20 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

第 21 条 専属的合意管轄裁判所

本規約に定める事項につき紛争が生じた場合には、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

【本規約の制定日】

2024年2月29日

【本規約の改定日】

2024年3月5日

改定箇所	改定内容	
	改定前	改定後
第4条	本規約の他、別途定める所定のマニュアルに基づき、対象製品の購入者に対し、申請チケットを配布すること。	本規約の他、別途定める登録店舗マニュアルに基づき、対象製品の購入者に対し、申請チケットを配布すること。
第6条	本規約及び運営基準等の変更内容について、事務局から登録店舗に変更内容を通知した後に登録店舗が購入者への販売を実施した場合、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。	本規約及び登録店舗マニュアル等の変更内容について、事務局から登録店舗に変更内容を通知した後に登録店舗が購入者への販売を実施した場合、登録店舗は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
第8条	市に対する債権その他一切の権利及び義務ならびに本規約に基づき締結される市との間の契約上の地位について、第三者に対して譲渡し、移転し、又は担保に供すること。	市に対する権利及び義務ならびに本規約に基づき締結される市との間の契約上の地位について、第三者に対して譲渡し、移転し、又は担保に供すること。
第12条	登録店舗は、本キャンペーンに関連して事務局から登録店舗に対し公開される技術上又は営業上の情報のうち、市又は事務局から秘密である旨の指示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩・開示又は公表してはならないものとします。ただし、事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。	登録店舗は、本キャンペーンに関連して事務局から登録店舗に対し公開される技術上又は営業上の情報のうち、市又は事務局から秘密である旨の指示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩・開示又は公表してはならないものとします。ただし、市又は事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。